

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

## 証拠説明書

(甲A第597号証から甲A第600号証)

2024(令和6)年2月19日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子  
同 寺 原 真希子  
他

号証 甲A	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
597 -1	意見書	写し	2023年 12月9日	新ヶ江 章友	(結論) ・海外の先行研究をふまえると、子の発達や成長において、異性愛者の親と性的少数者の親による子育てにおいて差異はないことが明らかとなっていること(本意見書6)。 ・一方、日本で実施した性的少数者で子育てをしている人、あるいはこれから子育てを望む人に対するアンケート調査とインタビュー調査の結果からは、親たちが子を育てることを強く望み、愛情を持って子育てをしていることが明らかになった一方で、性的少数者による子育てが

				<p>法制度から排除されることにより、産みの親ではない親と子の関係が法的に不安定であることや、婚姻している法律上の男女が受けられる制度を性的少数者が利用できないなど、様々な困難に直面していることも明らかとなったこと(同上)。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・子の福祉に悪影響を与える点があるとすれば、それは制度の不備や社会の無理解による差別や偏見だと言えること。とりわけ子の福祉の観点からみた場合、制度の不備に対しては早急に対応が必要であり、すでに多様な家族が存在していることについての理解促進と差別の禁止が求められること。すでに性的少数者による出産と子育てが進んでいる現状を鑑みると、子の人権を保障することが必要となること(同上)。</li></ul> <p>(各論)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・性的少数者による出産・子育てをめぐる近年の心理学、社会学、文化人類学における研究において、子育てをするのがシスジェンダーの異性愛者か、それ以外の性的少数者かが問題なのではなく、むしろ親と子がどのように「家族」となり、その中で子がどのように育てられてきたのかという家族形成のプロセスの方が、子の心理的適応や子の発達にとってはるかに重要であるということが実証されていること(本意見書3)。</li><li>・一般社団法人「こどもまっぶ」が2021年4月から5月にかけてインターネット上で実施したアンケート調査の結果によれば、有効回答者639名のうち約8割にあたる534名の性的少数者が、子育てをしている／た、あるいはしたいと考えている／たこと。その内訳は、「実際に子育て</li></ul>
--	--	--	--	---

				<p>をしている／していた」が 141 名 (22%)、「近い将来子育てをしたいと考えて、実際に行動している」が 118 名 (19%)、「現在は考えられないがいつか子育てがしたいと考えている」が 234 名 (37%)、「以前は子育てをしたかったが諦めた」が 41 名 (6%) であること (本意見書 4-1-3)。</p> <p>・上記アンケート調査によると、性的少数者ですでに出産し子育てをしている (妊娠中を含む) と答えた 141 名のうち、自分とパートナーの二人で育てていると回答したものが 102 名 (72%)、パートナー以外のドナーなど複数で育てているものも 15 名 (11%) いたこと (本意見書 4-2-3-1)。すでに出産し子育てをしている (妊娠中を含む) と答えた 141 名のうち、子供の人数について、1人と答えたものが 73 名 (52%)、2 人が 44 名 (31%)、3 人が 4 名 (3%)、5 人以上が 2 名 (1%) であったこと (本意見書 4-2-3-2)。すでに出産・子育てをしている 141 名のうち、半数強の 77 名 (55%) が第三者からの精子や卵子提供によって子を産んでいること (本意見書 4-2-4-1)。精子や卵子の提供を受けたと回答した 77 名のうち、ドナー提供を行う掲示板や SNS などの利用者が 23 名 (29.9%) を占め、海外の精子や卵子バンクを利用しているものも 11 名 (14.3%) いたこと (本意見書 4-2-4-4)。</p> <p>・上記アンケート調査によると、子育てをする上での不安や悩みが「ある」と答えた 460 名のうち、その悩みについて、「法的制度が整備されていない」と答えたものの割合が 75.0% (345 名) と最も高く、「社会の偏見や無知」が 74.8% (344</p>
--	--	--	--	---

				<p>名)、「子育てにかかる金銭的・経済的不安」が61.1% (281名)、「子どもがいじめにあうかどうかの不安」が 60.0% (276名)、「学校での対応」が 57.8% (266名)、「子供への真実告知(血の繋がりや、出自についてなど)のタイミング」が53.3% (245名)、「精子や卵子提供者との関係」が50.7% (233名)、「周りの理解が得られない」が38.8% (176名)、「不妊治療を病院で行う必要があった/必要がある可能性がある」が 25.7% (118名)、「パートナーとの関係」が 23.5% (108名)、「子育てをするにあたり、周りから孤立している」が 17.6% (81名)、「周りに子育てをしていることを言えない」が 12.2% (56名)であったこと(本意見書4-2-5-2)。また、「国の制度についてどのようなことを望むか」を聞いたところ、「同性婚や同性パートナーシップ制度」と答えたものの割合が92.3% (493名)と最も高く、「幼稚園や学校でのセクシュアルマイノリティに対する教育」が 76.4% (408名)、「病院での生殖補助医療(人工授精や体外受精など)を使っての受診」が72.3% (386名)、「不妊治療の助成に関すること」が63.3% (338名)、「シングルマザーやシングルファーザーに対する経済的支援」が61.2% (327名)であったこと(本意見書4-2-7)。</p> <p>・新ヶ江教授らが2022年10月から2023年7月までの期間に行ったインタビュー調査によれば、異性カップル同様、同性カップルにおいても、臨機応変にかつ積極的に子育てが行われていること。親が性的少数者であることに対し、子がそのことを受け入れながら周りとの関係を構築しているパターンがある一方で、母親</p>
--	--	--	--	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
 【リンクはご自由にお貼りください】  
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

					<p>が二人の場合には、子が幼少期の場合には不安を感じる場面もあること。しかし、親は子の出自について小さい頃から話しているケースが多く見られ、そのような背景から、性的少数者の親を持つ子どもは自分の生まれた状況を理解しながら成長しており、問題は、このような多様な家族の形を社会が認識していく必要があり、性的少数者による家族形成を支える制度が必要であると言えること(本意見書5-2-1)。</p> <p>・上記インタビュー調査によれば、法的保障のない象徴的要素の強い「パートナーシップ制度」や「ファミリーシップ制度」が、その制度を利用することによって、児童扶養手当の受給を困難にしたり、保育所の入所に制限を加えられるなどの問題点があること。子の祖父母や親戚との関係などについては、当初は第三者の精子提供により子どもを産み育てるということに対し理解を示さなかった実親もいたものの、子どもが生まれた後はその子の存在を認め、子育てにも参加する例を見られたこと(本意見書5-2-2)。</p>
597-2	大阪公立大学 研究者情報	写し	2024年 2月16日 (印刷日)	大阪公立大学	新ヶ江教授の経歴及び業績
598	意見書	写し	2024年 1月24日	安西文雄	①婚姻の自由は、私的領域での人的結合の自由の側面と、婚姻制度へのアクセスの保障の側面を併有するものであり、後者の側面には、様々な権利義務(法的保護)の発生という有形の便益・利益と、当事者が法的に正当な結婚関係にあることを公的に認証するという無形の便益・利益があること(3頁)。

				<p>②憲法が24条を設けたのは婚姻に特別な位置づけを保障したのであり、その根拠としては、現代社会においては、婚姻がパートナーとの人格的結びつきの安定化に資するという点が核心的意義をなすものであること (5頁)。</p> <p>③平等の問題は、二重構造になっている。一つは、権利・利益の分配においてある者は優遇され、他の者は劣遇されるという「権利・利益の分配レベルの平等の問題」である。もう一つは、人種差別や民族差別のように、権利・利益の分配のレベルを超えて、マイノリティの社会における位置づけそのものの格下げにつながる害悪が認められる「地位のレベルの平等問題」であること (6頁)。</p> <p>④婚姻はその享有を認められなければ社会的に劣位の位置づけを押しつけられるという人の市民的地位に関わるものであること、現行法の婚姻の利用を拒まれているのは社会的マイノリティである同性愛者等であること等から、本件諸規定の憲法適合性の問題は平等の問題として検討しなければならず、特に「地位のレベルの平等問題」として捉えるべきであること (7頁)。</p> <p>⑤地位レベルの平等が侵害されているときに犠牲者はスティグマ (劣等の烙印の押しつけ) による深刻な害悪を被ること、本件では、婚姻はゲートウェイの権利・法的地位ということができ、これを否定されることで、あまたの権利利益の分配における劣遇と社会における地位の</p>
--	--	--	--	---

				<p>格下げが生じること(同上)。</p> <p>⑥憲法24条1項はその保障の範囲を法律上異性のカップルの婚姻に限定する趣旨ではない。憲法24条2項の立法裁量の上位にあつてその裁量を枠づける憲法的価値として、13条関係では性的指向及び性自認を尊重した法的処遇を受けるべきことがあり、14条関係では婚姻がゲートウェイの権利・法的地位であるゆえにすべて人に等しく開かれたものという方向で考えるべきこと、及び社会的マイノリティである同性愛者等に対する劣遇であることを考慮すべきである。また、婚姻の範囲について、あり方によっては一部の性的指向の人々に婚姻を介しての人生設計を不可能にしてしまうことの性質上、その立法裁量は狭いといわざるを得ず、社会的または個人的に害悪があると確認される場合にのみ、それを婚姻として認めないことが許されるのである。法律上同性のカップルの婚姻には社会的ないし個人的害悪が存在しないことから、結論として、本件諸規定は憲法14条及び24条に反すること(9頁から12頁)。</p> <p>⑦仮に憲法24条1項の「両性」が限定的趣旨を持つものであることを前提にすると、法律上同性のカップルの婚姻は24条2項の「家族に関するその他の事項」に該当し、これについても立法裁量の上位にある憲法的価値は上記⑥と同様に当てはまる。そして法律上異性のカップルの婚姻と法律上同性のカップルの婚姻は、カップルの親密な生活の場である点で同等であること、生殖及び養育に場としても同等であることから、「家族に関するその</p>
--	--	--	--	---

				<p>他の事項」についての立法裁量上、双方に同等の処遇を与えなければならない。にもかかわらず本件諸規定は法律上同性のカップルの「家族に関するその他の事項」について何も対応しておらず、このような極端な格差は立法裁量の逸脱濫用になる。さらには、婚姻がゲートウェイの権利・法的地位であること、社会的マイノリティである同性愛者等に対する劣遇であることからすると、同等の処遇とは、換言すれば法律上異性の婚姻に対する場合と同じく法律上の婚姻としての位置付けを与えることでしかなく、結論として、本件諸規定は憲法 14 条及び 24 条に反すること (12 頁～13 頁)。</p> <p>⑧令和 4 年東京地裁判決は、24 条 1 項の「両性」を限定的趣旨に解したうえで、同条項が限定的に解される以上、別途 24 条 2 項によって婚姻が義務づけられることはないとの前提に立っているが、前述した憲法制定の経緯に照らしても、24 条 1 項の守備範囲が異性間に限定的に解釈されるということと、憲法上の他の条項との関係で異性と同様の婚姻が義務づけられるか否かは別個の問題であり、判決のいうような積極的に憲法の保障を制約する趣旨を読み込む解釈は適切ではないこと (13 頁)。</p>	
599	意見書	写し	2024 年 1 月 26 日	谷口洋 幸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022 年 10 月に自由権規約委員会が日本に向けて採択した勧告 (原文は甲 A610-1) に国レベルでの同性婚 (same-sex marriage) の実現が盛り込まれたこと (「同性婚勧告」) (本意見書 1 及び 2)</li> <li>・自由権規約委員会は、同性カップルの法的保障について、自由権規約 2 条と 26 条における性的指向差別禁止を軸に、建</li> </ul>

				<p>設的対話を通じて得られた情報をもとに、各国の現状にあわせた勧告を出していること (本意見書 4 (1))</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記同性婚勧告も、日本政府との建設的対話等を通じて日本の現状を把握したうえで採択されたものであること (本意見書 3、5 (4))</li><li>・ 自由権規約委員会が同性婚を明示的に勧告することは珍しいことではあるが、韓国等同様の勧告がされている国もあること (本意見書 4 (1))</li><li>・ 自由権規約委員会の勧告そのものは厳密な意味での法的拘束力をもつものではないが、自由権規約委員会による規約の解釈は権威ある解釈 (authoritative interpretation) ないし有権解釈 (authentic interpretation) に近いものと位置づけられており、法的拘束力のある自由権規約を誠実に遵守および履行するための参照先として十分な正統性を有していること (本意見書 5(1))</li><li>・ 国家報告制度のもとで発出される総括所見中の勧告は、自由権規約 2 条の義務履行のために提示された具体的な手段、すなわち、当該締約国がいま、具体的かつ現実的に選択可能な手法の提示としての意義をもつこと (本意見書 5(2)、5(3))</li><li>・ 自由権規約委員会による同性婚勧告は、ヨーロッパ人権裁判所や米州人権裁判所の解釈を含む国際人権法の解釈の動向を踏まえており、十分に論理整合性をもった解釈であること (本意見書 5(5))。</li><li>・ 自由権規約委員会が自由権規約 2 条および 26 条上の義務の履行手段として日本の現状に即して同性婚の導入を勧告したいま、当該勧告ならびにその経緯や関連</li></ul>
--	--	--	--	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
 【リンクはご自由にお貼りください】  
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)口頭弁論終結後、判決期日までに提出された書面です。

					する現状を踏まえ、司法府には立法裁量の限界を的確に捉えた賢明な判断が期待されること(本意見書5(6))。
600	意見書	写し	2024年 1月30日	二宮周 平	法律上同性のカップルが法律上の家族となるための国の制度として、現行の法律婚制度とは別のパートナーシップ制度を設けることは、現行戸籍制度を維持することを困難にし、また、法律上同性のカップルに現行の法律婚制度を開放する方法と比べて国民各位の福利を増進することができないこと等。

以上